(様式1-4)

石巻市 復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等

省庁名:

農林水産省

平成24年11月時点

※本株	※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい												
	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名施設名	交付 団体	事業実施主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)		年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)			
No.								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	備考
37	C - 1 - 1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備 事業)	(石巻市) 大川地区	県	県	直接	5/9	(0 <u>)</u> 371,500 <371,500>	1	(0) 287,912 <287,912>			
38	C - 1 - 2	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備 事業)	(石巻市) 北上地区	県	県	直接	5/9	(0) 351,300 <351,300>	(0)	(0) 272,257 <272,257>			
39	C - 1 - 3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備 事業)	(石巻市) 飯野川地区	県	県	直接	5/9	(0) 101,500 <101,500	(0) 101,500	(0) 78,662 <78,662>			
40	C - 1 - 4	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)	(石巻市) 真野大谷地地 区	県	県	直接	1/2	(0) 61,300 <61,300>	(0) 61,300	(0) 45,975 <45,975>			
41	C - 1 - 5	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備 事業)	(石巻市) 三輪田地区	県	県	直接	5/9	(0) 331,400 <331,400>	(0)	(0) 256,835 <256,835>			
45	C - 3 - 1	釜幹線用水路改修事業	貞山地区、大 街道地区、釜 地区	市	市	直接	1/2	(0) 92,000 <92,000	(0) 92,000	(0) 69,000 <69,000>			
120	C - 7 - 3	水産物地方卸売市場社鹿売場施設整備事業	鮎川漁港	市	市	直接	1/2	(0) 387,282 <387,282>	(0)	(0) 290,461 <290,461>			
121	C - 7 - 4	牡鹿製氷冷蔵庫·搬送砕氷塔整備事業	鮎川漁港	市	市	直接	1/2	(0) 447,800 <447,800	(0)	(0) 335,850 <335,850>			
132	C - 6 - 1	漁港施設機能強化事業 (漁港施設整備事業)(直接補助分)	市内漁港(本土)	市	市	直接	1/2	(0) 800,000 <800,000>	(0)	(0) 600,000 <600,000>			
133	C - 6 - 2	漁港施設機能強化事業 (漁港施設整備事業)(直接補助分)	市内漁港 離島(2)	市	市	直接	5/9	(0) 20,000 <20,000>		(0) 15,500 <15,500>			
242	◆ C - 1 - 7 - 1	農地整備推進支援事業	牡鹿地区	県	県	直接	4/5	(0) 11,400 <11,400	(0) 11,400	(0) 9,120 <9,120>			

243	C - 2 - 1	農山漁村活性化プロジェクト支援事業	網地地区	県	県	直接	1/2	(0) 22,000 <22,000>		(0) 16,500 <16,500>			
						合計額	(0) 2,997,482	(0) 2,997,482	(0) 2,278,072	(0)	(0)		
								<2,997,482>	<2,997,482>	<2,278,072>	<0>	<0>	

都道県名	担当部局名	担当者氏名	
市町村名	電話番号	メールアドレス	

- (注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
- (注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
- (注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
- (注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。
- (注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。
- (注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段く >書きについては、自動計算される。